

成年後見などの制度実践で様々な活動をしていらっしゃる向日市の司法書士福満賢一さんに「家族信託」について聞きました。財産管理の一つの方法です。

家族信託について

メリット

1 自分の生存中から死亡後まで、自由・柔軟な設定ができる
信託では、自分の生存中から、死亡時、そして死亡後まで自分の財産の管理・承継について決めておくことができます。
その内容は契約などで、かなり自由に柔軟な設定ができます。

2 通常の遺言ではできないことが可能になる
通常の遺言では、自分の死後に発生した相続について、財産を承継する者を指定することはできません。

信託では、契約などで定めれば、自分の死後、受益権を承継した者が死亡したとき、次に受益権を承継する者を指定でき、自分の死後、信託が終了したときに財産を取得する者を指定できます。
また、信託は遺言の代わりに果たすこともできます。

3 倒産隔離機能がある
信託には、将来、自分や受託者が信託財産に関係のないことで、多額の債務を負っても、信託財産は差押えられないという倒産隔離機能があります。
将来の万が一に対する備えになります。

4 成年後見制度を補うことができる
成年後見人は、本人の判断能力が衰える前には、財産の管理はできません。信託であれば、判断能力があるうちから、自分の希望する人に財産管理を任ずることができます。
もちろん、判断能力が衰えた後も、受託者が財産管理を行うことができます。

成年後見人が管理する財産からは、原則として贈与したり投資したりすることはできません。贈与したり投資したりするための財産を信託すれば、本人の判断能力が衰えた後も、その財産から贈与・投資ができることになります。

デメリット（注意点）

1 成年後見、遺言でないとできないことがある
信託は財産について管理・処分など必要な行為を行うものであることに対して、成年後見は、民法で身上配慮義務を規定して本人の財産管理のみならず、身上監護をも念頭においている点が異なります。

信託契約の中に身上監護に関する規定を定めることも可能ですが、本人の名前で契約をする必要がある場合など、本人の法定代理人である成年後見人でなければ、適切な身上監護ができない部分もあるでしょう。

また、未成年後見人の指定、子の認知などの身分行為は、遺言ではできますが、信託ではできません。

信託で遺言の代わりにできないものがあります。

2 受託者の問題

受託者には、法律で決められた義務が課せられます。負担が重いと感じる人もいるでしょう。

そもそも、家族・親族に受託者に適任な人がいなければ、家族信託はできません。また、受託者に財産の所有権が移ることは、受託者にとっては財産の管理がやりやすく、委託者に判断能力があるうちから利用できるというメリットではありますが、自分の所有でなくなることに抵抗感を持つ人もおられるでしょう。

3 税金の問題

信託は、それ自体に節税効果はありません。

逆に、受益者は財産を取得するものではありませんので、財産を自由に使用、処分等ができないにもかかわらず、財産を取得したものとして課税されます。

一方、判断能力が衰えても、贈与や不動産の購入ができる点で、相続税対策に役立つ部分もあります。

4 遺留分侵害額請求は遮断できない

自分の死亡後の財産の承継者を指定できますが、遺言による遺贈ではないものの、遺留分侵害額請求の対象となることがあります。

平均的な費用について

信託財産に不動産がない場合

30万円から50万円

信託財産に不動産がある場合

50万円から100万円

信託は、もちろん万能のものではなく、メリット、デメリット、注意点があります。しかし、信託を検討することで、選択肢が一つ増えることは間違いありません。

それぞれの事情にあてはめた結果、信託が最適な財産管理・承継の方法となる可能性を信託は持っています。